

丸の方へ出けるに、見とがむるもの一人もなくして山下へ下りけれ、それより權介が首を下人にもたせて、其夜山中に立歸り、首を懇に葬りけるとなり。

〔板坂下齋記 下〕進藤三右衛門、中納言殿○浮田秀家_{浮田}を退け申次第○中其頃敗_{軍ノ後}吾等は達者健にはあり、落させ候へと申、肩に掛申、とや角と致候へば、日は暮、通夜手を引、又は背に負、力を添申候に、歩行付させられねば成間敷候、捨候へと度々被仰候、捨候へと被仰候時は背負申候前日半日と一夜と翌日迄、御供申候へば、山を旋り谷を越え、歩行候へば、兼て道は不存候へば、昨日の合戦場へ出候、此時は力もなく、腰も抜、無途方食は昨朝の儘、餓候事無限候、されども達者に健に候へば、御手を引、又は肩に掛、脊に負、一向に行ければ、近江の國北の郡へ出候得共日暮申候○中三右衛門、中納言殿へ申上候は、大坂へ參上可申候御狀被進候へと申、四寸四方程なる紙に狀被遊候を、編笠の緒に縷付て、二日に大坂へ行_略○中無程局出會れ候、編笠の緒へ縷交候御狀を取出し、ひろげ見せ候へば、一見せられ、奥へ這入、黃金貳拾枚出し、五枚は手前に持、翌朝中納言殿を駄賃馬に乗申、夜通大津迄走著候○中亭主に黃金貳拾五枚持て出、三右衛門に渡され、金を受取首に掛、編笠を著せ申、大津醍醐を過し、伏見京橋にて、川船に乘申、大坂天満にて黃金を替_略○中薩摩へおり、申、船主は、御狀を持上り候へと、約束の通り、船主大坂へ來、自筆の御狀也、二枚の黃金、江州多上野介所へ出、備前中納言殿最期まで、添申候ものと罷出候に、證據被尋候時、鳥飼國次の事を申候也、大御所様伊勢國にて、在處不殘被下候と被仰出知行の高は御意なく、是にて可有心得也、三年過て、中納言殿を、三右衛門薩摩へ下し申候事を、諸人も存候。

〔武邊咄聞書〕一大久保相模守忠隣は、小田原の城主也、幼少にて、新十郎と云、家康公御寵臣也、殊に大久保七郎右衛門忠世が子なれば、御心安第一也しかば、いかなる事か有けん、慶長十八年